

ご契約の際のご注意：ご契約の際には本書面および約款をよくお読み下さい。

# 工事請負契約書

注文者 様（以下「甲」という）と請負者 **株式会社 高勝リフォーム**  
（以下「乙」という）は、下記表示の工事請負に関し、工事請負契約約款ならびに別紙設計図書に基づき、以下の契約を締結しました。

## 第1条 工事内容

工事名	様邸	工事
工事場所		
仕様	別紙見積書通り	
付帯設備・その他	別紙見積書通り	

## 第2条 請負金額

(1)工事代金	金	円
(2)消費税	金	円
(3)合計額	金	円

ただし、工事内容の変更および追加工事などにより、本請負金額に増減が生じた時は、完成時に精算し支払うものとします。

## 第3条 代金の支払方法及び時期

(1)甲は前条の請負代金を下記の通り分割して、乙に支払うものとします。

①契約金（着工前）	令和	年	月	日頃	金	円
②中間金（	令和	年	月	日頃	金	円
③最終金（引渡時）	令和	年	月	日頃	金	円
合計					金	円

(2)前項の支払いのため甲が利用する融資の種類、金額は次の通りとし、工事請負代金の支払に充てるものとします。

①自己資金	金	円
②住宅ローン（	金	円
③その他（	金	円
合計	金	円

- (3)前項の融資によっても、第(1)項に定める各支払いが困難と認められた場合、甲は乙の指定する金融機関から借入れを行い、その支払いに充てるものとします。尚、つなぎ融資金の利息等は甲が負担するものとします。
- (4)住宅ローン借入れが融資機関等で不承諾となったときは、本契約は効力を失い、乙は受領済金額より実費を差し引いて、その残額金を無利息にて甲に返還するものとします。
- (5)甲は、前記代金を原則下記乙の指定する銀行口座に、振込する形で支払うものとする。この場合、振込金「受取書」をもって、乙の領収書に代えるものとする。

振込先；  
口座番号；  
受取名義人；

#### 第4条 工期

工期は、下記の通りとします。

着工：令和 年 月 日予定

ただし、建築確認・許可その他の官庁手続き完了後並びに金融機関融資内諾後10日以内とします。

完成：令和 年 月 日予定

ただし、建築確認又は金融機関の融資の決定が遅延したとき、天候その他止を得ない事情が発生したとき、工期を変更、延期することがあることを甲は予め承諾するものとします。

その場合、工期はその後甲乙双方が取り決めたものを契約工期とします。

#### 第5条 本契約有効期間

本契約の工事請負金による有効着工期限は、令和 年 月 日までとします。

尚、あきらかに甲の事由により着工期限を越えた場合は、その時点の乙の定める価格または、単価にて再契約を行うものとします。

#### 第6条 検査の時期及び引渡条件

工事請負契約約款第13条の定めにより甲・乙立会いの元に検査を行い、甲が乙に対し工事請負代金（追加変更工事代金を含む）及び費用の全額を支払うのと引換えに、建物の引渡を行います。この場合、引渡を確認するため書面を作成し、甲・乙がこれを所持するものとし、甲はその書面の交付を受けなければ本契約の目的物である建物を使用することはできないものとします。

#### 第7条 引渡時期

工事請負契約約款 第13条第3項の竣工検査後7日以内とします。

この契約の証として、本書2通を作成し各々が記名・押印して夫々1通を保有します。

令和 年 月 日

注文者（甲） 住 所

氏 名

印

請負者（乙） 住 所

氏 名

印

お知らせ

- ①発注者は、「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、本書面を受領した日を含む8日間は、上記契約をされた会社宛、書面により本契約の解除を行なうことができ、その効力は書面を発信した時（郵便消印有効）より生じます。
- ②なお、請負者が、事実と違うことを告げたり威迫したことにより、発注者が誤認、困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記①の期間を経過していても、発注者はクーリング・オフができます。
- ③「①、②の場合」、発注者は既になされた工事相当額は支払う必要はなく、既に代金を支払っている場合は遅滞なくその金額の払い戻しを受けることができ、また土地、建物、工作物の原状回復を無償で請求することができます。  
なお、発注者が上記「①、②」に従い本契約を解除した場合は、発注者は損害金又は違約金の請求を受けることはありません。